

一八一頁六行目〜一一行目差し替え

a bの「伊骨利」は、「骨」*音/Kon'*、「利」*リ/i*ともに音仮字と見て良いだろう。同村名の音仮名表記dの「古利」から推して「骨」は訓仮字*音/phyo*とするよりも、音仮字と見るべきである。それに対してcの「伊骨」も同村名の表記と見なすことができるが、これは「利」を表記せず、「骨」*音/Kon*に*を*を添加し、言わば日韻尾 口 韻尾にそれぞれ を を添加して用いた「男信」*hamasina*のような二合仮名と同様な用法と見る事もできよう。とすれば、a bの「伊骨利」は、*/kon'i-y/*、「骨」終声 を と「利」の初声 を を重ねた連合仮名と見ることが出来る。また、「古利」の「i」は、韻尾を切り捨て「i」と発音されたとすれば略音仮名と見ることが出来る。ともあれ、同村名の表記に三種類の仮名の用法が見られるのである。

一八一頁後ろから四行目補足

千葉県龍角寺五斗蒔瓦窯出土文字瓦に見える人名表記「赤加」も訓主音従の可能性がある。これを含め日本出土資料の末音添記の状況については、犬飼隆氏「連合仮名を文字運用の一般論から見る」『古代の文字文化』（竹林舎、二〇一七年）五四三〜五四七頁に詳細な言及がある。

一八五頁後ろから五行目末尾補足

「姐」は、継体紀に「百濟姐彌文貴將軍」の例がある。百濟の複姓で『三国史記』では「祖弥」。

藤原宇合の文藻 ― 風土記への関与を中心に ― 『国語と国文学』二〇一九年二月号（東京大学国語国文学会）

五頁表

徒衆 他的上代文献の項目に 「景行紀」を追加

歌舞 他的上代文献の項目に 「神代紀」を追加

俄而 他の上代文献の項目に 「紀17」を追加
携手 他の上代文献の項目に 「・紀3」を追加

六頁上一三行目 常陸行方382（建借間命）即命徒衆。に以下を付記
諸本「徒」板本「徒」、「徒衆」の語他の上代文献になく、板本に拠る。

六頁上一七行の後に、以下の例を追加

景行⑦287 爰有女人。曰神夏磯媛。其徒衆甚多。一國之魁帥也。

六頁上一八行目の冒頭を、以下に差し替え

「徒衆」は他↓「徒衆」は景行紀に用例はあるが、それ以外

七頁下 ○歌舞の用例に以下を追加

神代上①五段第五91又用鼓吹幡旗。歌舞而祭矣。

「歌舞」は、風土記の四例とも前後の表現も類似するばかりではなく、乙類の「樂飲歌舞。……歌詞云。」と常陸の「飲樂歌舞。其唱云。」は、同じ筆によるかと見紛うばかりである。

八頁五行目の後に以下の用例を追加

持統⑩489 是歳。蛇犬相交。俄而俱死。をはじめ書紀中、一七例

八頁一四行目↓一七行目二文字まで削除

八頁上最終行↓八頁下二行を以下に差し替え

「携手」は、以下のように、両国風土記以外に丹後国風土記佚文・『日本書紀』にも見られるが、風土記の例は、すべて六朝美文を志向した文中に用いられている。

八頁下 ○携手の用例に以下を追加

景行^⑦299 川上鼻帥。感其童女之容姿。則携手同席。
雄略^⑭465 朕豈不欲觀汝妍咲。乃相携手。入於後宮。
天武上^⑳395 爰天皇譽之。携手撫背曰。
万葉集二一三・二〇二四・三九七三・四二三六の四例